

JS-
Weekly

号外

デイとショート介護報酬に特別配慮

そのだ修光常任理事(参議院議員)による厚生労働省への要望活動により、デイサービスとショートステイの介護報酬算定上の特別な取扱いが認められることとなりました。

令和2年6月3日

介護報酬においてデイとショートのコロナ対応を評価

新型コロナウイルス感染が拡大する中で、各介護現場では最大限の感染予防措置の取り組みを進めていただいておりますが、デイサービスやショートステイにおいては、利用者への安全を第一に考えた利用抑制などを含む厳しい感染予防の取り組みをしていただいております。このような介護現場の努力に対しては、かねてより本会のそのだ修光常任理事(参議院議員)が、厚生労働省に対して、介護報酬上で相応の評価をすべきである旨の要望を強く行って参りました。

その結果、このたび、厚生労働省より、デイサービスやショートステイについて介護報酬において特例的な算定を認めることとした旨が、6月1日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」([介護保険最新情報 Vol.842](#))によって示されました。

■デイサービス 時間ごとの区分について2ランク上の区分を適用

通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)が提供するサービスにおいては、一定のルールに基づき算出された回数分について、実際に提供したサービス時間区分よりも2ランク上の区分に対応した報酬を算定する取扱いが可能となります。

■ショートステイ 緊急短期入所受入加算を算定可能に

短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)においては、一定のルールに基づき算出された日数分について、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いが可能となります。

(詳細は別添資料のほか通知をご覧ください)



令和2年6月3日発行

No. R02 -03

JS-Weekly 号外

発行所 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル7階
Tel. 03-5211-7700 Fax. 03-5211-7705
Mail. js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
HP. <http://www.roushikyo.or.jp/>

※JS-Weekly号外は、本会会員及びメディア等へのプレスリリースとして発出しているものです。

(別添資料) デイ・ショート算定方法の図 (出典：厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

参考資料

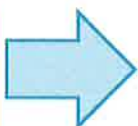
I. 通所系サービス

通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。)が提供するサービスのうち、一定のルールに基づき算出された回数について、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能とする。

例) 通所介護(通常規模型・要介護3)の場合

- 報酬区分を、「2時間以上3時間未満」～「4時間以上～5時間未満」のA群、「5時間以上～6時間未満」～「延長時(13時間以上14時間未満)」のB群に2分。

A群	居宅サービス計画上の報酬区分	単位数
	2時間以上3時間未満	347単位
	3時間以上4時間未満	472単位
	4時間以上5時間未満	495単位



サービス提供回数のうち、月1回まで2区分上位の報酬区分を算定可能。

B群	居宅サービス計画上の報酬区分	単位数
	5時間以上6時間未満	765単位
	6時間以上7時間未満	784単位
	7時間以上8時間未満	887単位
	8時間以上9時間未満	902単位
	延長加算(9時間以上10時間未満)	952単位
	延長加算(10時間以上11時間未満)	1,002単位
	延長加算(11時間以上12時間未満)	1,052単位
延長加算(12時間以上13時間未満)	1,102単位	
延長加算(13時間以上14時間未満)	1,152単位	



1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数(端数切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能。

※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。

※ 訪問によるサービス提供(居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合)、電話による安否確認(利用者の意向等を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合)は、本取扱いの対象外とし、サービス提供回数に含まない。

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

II. 短期入所系サービス

- 短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護。)における1ヶ月のサービス提供日数を3で除した数(端数切上げ)の日数分につき、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。
- なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間(短期入所生活介護に限り、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし算定を行うが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残り日数を3で除した日数(端数切上げ)と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定する。

例) 短期入所生活介護の場合

- (例1) 短期入所生活介護、単独型(I)、要介護3、1ヶ月のサービス提供日数が10日、加算取得なしの場合
→ 1月のサービス提供日数10日 ÷ 3 = 4日であるため、4日間緊急短期入所受入加算を算定可能。

基本報酬(10日分)	+	緊急短期入所受入加算(4日分)	=	合計
7,650単位		360単位		8,010単位

- (例2) 短期入所生活介護、単独型(I)、要介護3、1ヶ月のサービス提供日数が25日、加算取得なし、緊急入所を行った場合

- ① 利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がない場合
→ 短期入所生活介護を行った日から起算して7日間は、通常どおり緊急短期入所受入加算が算定可能。
→ 残り日数(18日)を3で除した日数は6日であるため、通常どおり算定した日数(7日)と合計して13日算定が可能。

基本報酬(25日分)	+	緊急短期入所受入加算(13日分)	=	合計
19,125単位		1,170単位		20,295単位

- ② 利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合
→ 短期入所生活介護を行った日から起算して14日間は、通常どおり緊急短期入所受入加算が算定可能。
→ 残り日数(11日)を3で除した日数は4日であるが、すでに通常どおり算定した日数が14日であるため、追加算定は不可。

基本報酬(25日分)	+	緊急短期入所受入加算(14日分)	=	合計
19,125単位		1,260単位		20,385単位